

○岡山市水道局契約情報公表要領

平成19年6月29日

市水道局訓令第25号

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山市水道局の入札、契約手続のより一層の透明性、競争性を確保するため、契約に関する情報を公表するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2条 公表の対象は、次に掲げる種類の契約に関する情報とする。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいい、岡山市水道局小規模工事取扱要領（平成15年市水道局訓令第29号）第2条に定める小規模工事（以下「小規模工事」という。）を除く。以下同じ。）に係る契約
 - (2) 小規模工事に係る契約
 - (3) 物品の購入及び物品の製造の請負（以下「物品購入等」という。）に係る契約（支出予定金額15万円以上のものに限る。）
 - (4) 委託（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）を含む。）、役務及び賃貸借（岡山市水道局事務決裁規程（平成14年市水道局管理規程第4号）別表2固有専決事項の表管財課の部6契約事務の款第6項のものに限る。以下「委託等」という。）に係る契約
 - (5) 修繕（建設工事に該当するものを除く。）に係る契約のうち、設計金額20万円以上のもの
- （建設工事の発注予定の公表）

第3条 建設工事の発注予定については、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事名称
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工事種別

- (5) 発注時期
- (6) 工事期間
- (7) 契約方法
- (8) その他必要と認める事項

2 前項の公表は、4月、7月、10月及び1月に当該年度末までの発注予定について、行うものとする。

3 公表する発注予定の内容は、公表する時点の予定であり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を明示するものとする。

4 工事の概要等が未確定であるもの又は水道事業管理者が特に必要と認めるものは、本条に定める発注予定の公表を行わないものとする。

(建設コンサルタント業務等の発注予定の公表)

第3条の2 建設コンサルタント業務等の入札の発注予定については、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名称
- (2) 業務概要
- (3) 業務種別
- (4) 発注時期
- (5) 契約期間
- (6) 契約方法
- (7) その他必要と認める事項

2 前項の公表は、4月、7月、10月及び1月に当該年度末までの発注予定について、行うものとする。

3 公表する発注予定の内容は、公表する時点の予定であり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を明示するものとする。

4 建設コンサルタント業務等の概要等が未確定であるもの又は管理者が特に必要と認めるものは、本条に定める発注予定の公表を行わないものとする。

(建設工事の契約情報の公表)

第4条 建設工事の入札結果については、次項から第7項までに定める方法により公表す

るものとする。

2 岡山市水道局建設工事一般競争入札実施規程（平成21年市水道局管理規程第15号）に規定する一般競争入札に付した場合は、落札者の決定後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事名、開札日、開札場所、工事担当課、許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）及び低入札価格調査基準価格又は最低制限価格
- (2) 一般競争入札の参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額

3 岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱（平成21年市水道局訓令第16号）に規定する総合評価一般競争入札に付した場合は、落札者の決定後速やかに、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 当該総合評価一般競争入札を行った理由
- (2) 落札者決定理由
- (3) 各入札者の価格評価点（価格評価点を算定する場合に限る。）
- (4) 各入札者の技術評価点
- (5) 各入札者の総合評価点

4 岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱（平成17年市水道局訓令第30号）に規定する低入札価格調査を実施した場合は、落札者の決定後速やかに、前2項に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 調査結果の概要
- (2) 最低価格入札者以外の者を落札者とした場合はその理由

5 指名競争入札に付した場合は、指名通知後速やかに第1号に掲げる事項を公表し、落札者の決定後速やかに第2号から第5号までに掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事名、入札日、入札場所、工事担当課、許容価格及び最低制限価格
- (2) 指名した者の商号又は名称及び指名理由
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額

(4) 落札者の商号又は名称及び落札金額

6 入札が不調になった場合は、入札後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 工事名、開札日又は入札日、開札場所又は入札場所及び工事担当課

(2) 入札者の商号又は名称及び入札金額

7 隨意契約によることとした場合は、契約締結後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 工事名、工事担当課及び許容価格

(2) 隨意契約理由

(3) 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額

8 工期又は金額に係る変更契約を締結した場合は、当該変更契約を締結した月の翌月までに次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 変更契約締結日

(2) 変更内容

(3) 変更理由

(小規模工事の契約情報の公表)

第5条 小規模工事の契約情報については、契約の相手方の決定後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 工事名、工事の種別、工事完成の時期及び工事担当課

(2) 発注の相手方決定日

(3) 見積者に選定した者の商号又は名称

(4) 見積者の商号又は名称及び見積金額

(5) 契約の相手方の商号又は名称及び落札金額

2 工期又は金額に係る変更契約を締結した場合は、当該変更契約を締結した月の翌月までに次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 変更契約締結日

(2) 変更内容

(3) 変更理由

3 見積合わせが不調となった場合は、見積合わせ後速やかに次に掲げる事項を公表する

ものとする。

- (1) 工事名、工事の種別及び工事担当課
- (2) 見積者の商号又は名称及び見積金額
(物品購入等の契約情報の公表)

第6条 物品購入等の情報の公表については、次項から第7項までに定める方法によるものとする。

2 岡山市水道局物品購入等一般競争入札実施規程（平成20年市水道局管理規程第14号）に規定する一般競争入札に付した場合は、落札者の決定後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 物件の名称、数量、開札日及び開札場所
- (2) 一般競争入札の参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額

3 指名競争入札に付した場合は、落札決定後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 物件の名称、数量、入札日及び入札場所
- (2) 指名した者の商号又は名称
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 落札者の商号又は名称及び契約金額

4 岡山市水道局物品購入等電子見積合わせ実施要綱に規定するオープンカウンター方式による電子見積合わせに付す場合は、第1号に掲げる事項を公表することにより申込みを誘引するものとし、契約の相手方の決定後速やかに第2号から第4号までに掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 物件の名称、数量及び見積期限
- (2) 見積合わせの参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由
- (3) 見積者の商号又は名称及び見積金額
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び落札金額

5 見積合わせによる随意契約の場合は、見積者選定通知後速やかに第1号に掲げる事項

を公表し、契約の相手方の決定後速やかに第2号から第4号までに掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 物件の名称、数量及び見積期限
- (2) 見積者に選定した者の商号又は名称
- (3) 見積者の商号又は名称及び見積金額
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額

6 入札が不調になった場合は、入札後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

また、本項は、見積合わせが不調になった場合に準用する。

- (1) 物件の名称、数量、開札日又は入札日及び開札場所又は入札場所
- (2) 入札者又は見積書の商号又は名称及び入札金額又は見積金額

7 単独見積による随意契約の場合は、契約締結後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 物件の名称及び数量
- (2) 随意契約理由
- (3) 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額
(委託等の契約情報の公表)

第7条 委託等の情報の公表については、次項から第6項までに定める方法によるものとする。

2 岡山市水道局建設コンサルタント業務等一般競争入札実施規程（平成20年市水道局管理規程第15号）に規定する一般競争入札に付した場合は、落札者の決定後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名称、開札日、開札場所、業務担当課、許容価格及び低入札価格調査基準価格又は最低制限価格
- (2) 一般競争入札の参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (5) 低入札価格調査により失格とした者の商号又は名称

3 岡山市水道局委託等一般競争入札実施要綱に規定する一般競争入札に付した場合は、

落札者の決定後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 委託等名称、開札日、開札場所及び委託等担当課
- (2) 一般競争入札の参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額

4 前2項に掲げる一般競争入札が不調となった場合は、入札後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名称又は委託等名称、開札日、開札場所及び業務担当課又は委託等担当課
- (2) 入札者の商号又は名称及び入札金額

5 指名競争入札に付した場合は、落札者の決定後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名称又は委託等名称、入札日、入札場所及び業務担当課又は委託等担当課
- (2) 指名した者の商号又は名称
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 落札者又は契約の相手方の商号又は名称及び契約金額
- (5) 低入札価格調査により失格とした者の商号又は名称

6 隨意契約の場合は、契約締結後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名称又は委託等名称及び業務担当課又は委託等担当課
- (2) 隨意契約理由
- (3) 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額
(修繕の契約情報の公表)

第8条 修繕の契約情報の公表については、次項から第3項までに掲げる方法によるものとする。ただし、次項の許容価格については局の施設等の修繕（以下「施設修繕」という。）の場合のみ公表事項とし、第3項の規定は施設修繕についてのみ適用する。

2 設計金額が岡山市水道局契約規程（平成2年市水道局管理規程第13号）第22条第6号に定める額を超える（施設修繕については50万円以上の）場合については、契約締結後速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 修繕の名称、見積合わせ会実施日又は見積期限及び許容価格

- (2) 見積者に選定した者の商号又は名称
- (3) 見積者の商号又は名称及び見積金額
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額
- (5) 見積合わせ又は単独見積の別
- (6) 単独見積による随意契約の場合はその理由

3 設計金額50万円未満の場合については、次に掲げる事項を、各年度契約締結分を取りまとめて次年度に公表するものとする。

- (1) 修繕の名称、許容価格
- (2) 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額
- (3) 見積合わせ又は単独見積の別

(公表の方法)

第9条 第3条から第6条まで、第7条第2項から第4項まで及び前条に定める事項の公表は、インターネット上の水道局のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 第7条第5項及び第6項に定める事項の公表は、インターネット上の水道局のホームページに掲載し又は管財課の窓口において書面を閲覧に供することにより行うものとする。

(公表の期間)

第10条 この要領で定める公表事項の公表期間は、原則2年とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。

(廃止)

2 岡山市水道局発注予定工事情報公表要領（平成13年市水道局訓令第11号）及び岡山市水道局建設工事入札結果等公表要領（平成12年市水道局訓令第16号）は廃止す

る。

附 則（平成19年市水道局訓令第37号）

この訓令は、平成19年11月1日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に公告及び公表し、又は指名通知するものについて適用する。

附 則（平成20年市水道局訓令第20号）

この訓令は、平成20年5月1日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に公告及び公表し、又は指名通知するものについて適用する。

附 則（平成20年市水道局訓令第36号）

この訓令は、平成20年10月1日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に公告し、公表し又は指名通知するものについて適用する。

附 則（平成21年市水道局訓令第11号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に公告し、公表し又は指名通知するものについて適用する。

附 則（平成21年市水道局訓令第30号）

この訓令は、平成21年5月1日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に公告し、公表し又は指名通知するものについて適用する。

附 則（平成21年市水道局訓令第51号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に公告し、公表し又は指名通知するものについて適用する。

附 則（平成22年市水道局訓令第12号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に公告し、公表し又は指名通知するものについて適用する。

附 則（平成23年市水道局訓令第13号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に公告し、公表し又は指名通知するものについて適用する。

附 則（平成27年市水道局訓令第15号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に公告し、公表し又は指名通知するものから適用する。

附 則（平成28年市水道局訓令第12号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に公告し、公表し又は指名通知するものから適用する。

附 則（令和3年市水道局訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に契約するものから適用する。

附 則（令和4年市水道局訓令第10号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年市水道局訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に契約するものから適用する。

附 則（令和5年市水道局訓令第18号）

この訓令は、令和5年10月1日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に契約するものから適用する。

附 則（令和7年市水道局訓令第15号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局契約情報公表要領の規定は、同日以降に契約するものから適用する。